

令和7年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	4	府 省 庁 名 文部科学省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望 項目名	特定公益増進法人等への法人寄附に係る特別損金算入限度額の拡充	
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 法人から特定公益増進法人等へ寄附する場合には、一般の寄附金とは別枠で特別損金算入限度額の計算が行われる。 【特別損金算入限度額】 〔(期末の資本金の額および資本準備金の額の合計額または出資金の額) × 当期の月数を 12 で割った数 × 1,000 分の 3.75 + 所得の金額 × 100 分の 6.25〕 × 2 分の 1 【<参考> 一般の寄附金の損金算入限度額】 〔(期末の資本金の額および資本準備金の額の合計額または出資金の額) × 当期の月数を 12 で割った数 × 1,000 分の 2.5 + 所得の金額 × 100 分の 2.5〕 × 4 分の 1 ・ 特例措置の内容 この特別損金算入限度額について、限度額を拡充するとともに、寄附額が限度額を超過した場合でも、翌年度以降 5 年間、繰り越して損金算入できるようにする。	
関係条文	法人税法第 37 条、法人税法施行令第 77 条、第 77 条の 2、法人税法施行規則第 23 条の 2、第 23 条の 3、第 24 条 地方税法第 23 条第 1 項第 3 号イ、第 292 条第 1 項第 3 号イ（法人住民税）、第 72 条の 23 第 1 号（事業税）	
減収 見込額	[初年度] 精査中 (—) [平年度] 精査中 (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)	
要望理由	(1) 政策目的 我が国が発展し、豊かな社会を築いていく上で、政府や地方自治体による行政の取組だけでなく、民間の活力を活用することは極めて重要である。 とりわけ、学校法人、公益社団・財団法人、社会福祉法人、更生保護法人、認定 NPO 法人等（以下「特定公益増進法人等」とする。）は、公益的な活動を行う法人であり、その活動の財政基盤を強化し、それぞれの活動を活発化させていくことが望まれており、そのための方策として、民間資金を積極的に活用し、寄附文化の醸成や寄附しやすい環境を充実していくことが必要である。 (2) 施策の必要性 我が国が発展し、豊かな社会を築いていくうえで、 ・ 学校法人は、それぞれの学校が「建学の精神」に基づく個性豊かな活動を展開し、多様化する国民のニーズに応え、我が国の学校教育の発展にとって、質及び量の両面から重要な役割を果たしていること ・ 公益社団・財団法人は、公益目的事業を行うことを主たる目的として、学術、技芸、慈善等に関する様々な活動を通じて、行政部門や民間営利部門で満たすことが難しい社会のニーズを満たすことに貢献していること ・ 認定 NPO 法人等は、福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力等の様々な分野において、地域における社会的課題解決のための活動を行う重要な担い手となっていること など、これらの法人の役割は必要不可欠となっている。 また、「経済財政運営と改革の基本方針」、「教育振興基本計画」等の閣議決定文書においても、その重要性や寄附金収入の増加による財務基盤の強化を含めた環境整備の必要性が指摘されているなど、産学官においてこれまで	

	以上に民間資金を集めることが求められている。 現状、特定公益増進法人等に対する企業寄附については、一般の限度額とは別枠で損金算入可能な限度額（特別損金算入限度額）が設けられているが、企業においては決算が到来するまで当該限度額が把握できないため、寄附をためらうケースが指摘されている。 このため、本要望による措置によって、企業が寄附しやすい環境作りを図り、公益的な活動の一層の充実を図ることが必要である。 経済財政運営と改革の基本方針 2024（令和6年6月21日閣議決定） 第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 ～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～ 6. 幸せを実感できる包摂社会の実現 （1）共生・共助・女性活躍社会づくり （共助） 寄附の促進等に加え、NPOの行う事業を支援する中間支援組織を通じた支援を含め、社会課題解決に取り組む民間主体への支援を強化し、ソーシャルセクターの発展に取り組む。 教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定） 目標 12 指導体制・ICT 環境の整備、教育研究基盤の強化 ○教育研究の質向上に向けた基盤の確立 ・学長の優れたリーダーシップによる大学運営の促進、外部理事や実務家教員など外部人材の活用、大学教育に係る情報公開の推進、外部資金導入の増加など、大学等の経営力の強化に係る必要な施策を講じる。 目標 15 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保 ・各学校法人の確固とした財政基盤の確立のため、各学校法人が寄附金収入等の多元的な資金を調達するための環境をより一層整備するとともに、私立学校への寄附の促進が図られるよう、寄附税制の普及啓発や、先進事例の紹介等を実施する。
本要望に対応する縮減案	—

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの 税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	—
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		新規要望